

令和 5 年(ワ)第 2913 号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

準備書面 2(本件訴訟に係る重要な事実)

令和 7 年 8 月 17 日

さいたま地方裁判所第 2 民事部合議 B 係 御中

被告 宮部龍彦

後述する通り①AI 革命によりインターネット上の情報の公開され方が大きく変わり、まさに現在変化が進行中であること。②本件記事に類似する出版物は古くからあり、また被告と同様の行為が過去に行われた結果貴重な歴史資料が後世に遺され、学問に寄与したこと。③原告埼玉県連は極めて反社会的な団体であること。

本書面ではこれらを説明する。

第1 全国部落調査事件当時の前提は、現在の情報環境では成り立たないこと

全国部落調査事件(甲 23・24)は、2016 年の提訴から 2024 年確定に至るまでの判断である。しかし、その判断を支えた「情報到達の困難性」「紙とネットの質的差異」「ネット検索には一定の技能が要る」という事実前提は、判決後の環境変化により決定的に弱まっている。本件の違法性・差止の要否は、現在の情報環境を基準に再評価されなければならない。

1 国立国会図書館デジタルコレクションの拡充と公知到達性の飛躍

2021 年の第一審判決後の 2022 年に国立国会図書館デジタルコレクション(以下「NDL デジコレ」)のオンライン提供が拡充され、権威ある既刊資料の横断検索と該当箇所への把握が、非専門家でも容易になっている。

実際、乙4が示すとおり、「上中条×部落」で検索すれば、上中条に関する“部落”言及を含む資料群と該当箇所の一覧が即時に可視化される。閲覧方式の別(館内・図書館送信等)があっても、「所在の可視化」と「参照導線の提供」は既に一般利用者の手に届いている。

この状況下では、被告サイトの有無にかかわらず、第三者公的アーカイブにより地域名と歴史叙述へ到達できる。ゆえに本件で差止を論じるには、「被告の表現が公知情報に対してどれほど新たな危険を上乗せしたのか」の具体的な立証が不可欠である。

2 生成 AI の普及による探索・照合コストの劇的低下

前記の事象と並行して AI 革命とも言える技術革新が起こり、インターネットの使い方が大きく変化した。それは現在も進行中であり、2025 年 8 月 7 日には「GPT-5」が公開され、高度な生成 AI を不特定多数が利用できるようになり、特異な変化が今まさに起こっている。

高性能な生成 AI の一般提供により、大量の公開情報の横断照合・要約・根拠提示が誰にでも可能になった。乙 21(ChatGPT の出力ログ)は、その典型を示す。すなわち、公開記事(乙1等)や公的データベース等を補助線にして、原告・池田三男氏が部落解放同盟の構成員である旨の本人記載・経歴を即時に指摘し、熊谷市の「人権施設(隣保館・集会所)」に関する市公表資料(乙 2、乙 3)の記載を踏まえて上中条の施設名・所在地を列挙し、さらに「同盟員＝同和地区出身者ではない」「居住＝出身ではない」という留意点まで、根拠を示しつつ説明している。

ここで重要なのは、これらの照合と推論が被告の関与なしに、外部サービス上で完結する点である。

3 小括(本件評価の要件)

以上より、旧判決が依拠した「到達困難性」「紙ネット峻別」は現状に適合しない。本件で差止を正当化するには、原告は次を個別具体的に疎明すべきである。

- (1) どの表現連関が、誰に、どの程度の蓋然性で新たな危険を上乗せしたのか。
- (2) その危険は被告表現に起因するのか(公知情報・第三者 AI 照合による独立到達の可能性との切り分け)。
- (3) 差止は危険低減に実効性があり、かつ必要最小限にとどまるのか(包括差止の過剰性排除)。

第2 「曲輪クエスト」の内容は学問の自由として保護されるに値すること

1 熊谷市上中条に部落があることを示す資料、書籍は複数あること

国立国会図書館デジタルコレクション以外でも、熊谷市上中条に部落があることを示す資料は複数あり、例えば大阪市立大学がインターネットで公開している乙 8『埼玉県山梨県新潟県での現地研修記』の 160 頁に熊谷市上中条の探訪記が地名を明示して掲載されている。

また、乙 12『解放教育教科書部落の歴史と現状』、乙 13『部落差別と冤罪狭山事件の背景』にも熊谷市上中条に部落がある旨の記載がある。

従って、本件記事で扱う事実の基礎部分は歴史資料と公的資料によって裏づけられ、公知性・検証可能性を備える。よって、私人の秘匿情報を新規に暴露する性質の表現ではない。

2 先行研究との連続性(研究史の中の位置づけ)

明治から昭和初期にかけての郷土史家である菊池山哉は近代以前の「長吏」や「曲輪」を歴史・地理の観点から踏査・記録し、武蔵国(現・埼玉領域を

含む)についても系統的に叙述している(章題「武蔵之長吏」等、地名単位での列挙・記述あり:乙22『長吏と特殊部落』)。

菊池山哉は熊谷市上中条こそ踏査し漏らしているが、260 頁から 302 頁にかけて、北埼玉・秩父など県内各所を具体的に挙げ、文献(例:「風土記稿」)や古文書による裏付けを伴って部落の来歴・配置・社寺・戸数等を記録する。また、『長吏と特殊部落』は「長吏」の歴史的・概念的・職掌を説明し、宗教・領主権力との関係に置いて位置づける学術的叙述を含む。

本件「曲輪クエスト」は、まさにこの研究系譜に接続するもので、歴史地理・民俗誌的調査に、公文書や既存研究の照合、現況観察(風致・施設・地名等)を重ねて記録化する営みである。先行研究が果たした公的・学術的意義(地域史の保存・差別史の可視化・施策史の検証可能性の確保)は、本件記事にも妥当する。

3 法的評価(憲法上の枠組み)

本件は学術的探究とその成果の公表に属する表現であり、憲法23条(学問の自由)および21条(表現の自由)の二重の保障に服する。歴史的・社会的事実に関する研究成果は、真偽の検証可能性・公益性が高く、事前抑制・包括的差止には高度の必要性・相当性が要求される。

本件記事は、特定個人の名誉・私生活上の事実を新たに摘示するものではなく、集団単位の歴史・地理的事実と公的施設の所在等という公益的情報の整理・提示である(前記1参照)。よって、私法上の権利保護と調整しても、差止という最も強度の制約は許容されがたい。必要ならば個別箇所の文言調整等、より制限的でない手段で十分である。

なお、研究・報道の自由は、取材・編集・公開という一連の学術行為を含み、先行史料(乙5・乙6・乙3等)の引用・比較は正当な学術的方法である。

第3 部落解放同盟(以下「解同」)と周辺運動の逸脱について

1 被告らを標的化する「手配書」型資料の配布

顔写真付きで「組織内部のみで閲覧・保管」と明記し、被告らへの対応要領(協力拒否・通報等)を列挙した内部資料が存在する(乙9「糾弾闘争本部ニュース 2019.5」)。

名指しで地域・施設に排除行動を要請するやり方は、行政や民間に圧力をかけて言論を封じる組織的な私的制裁である。表現行為への対抗は反論・論証で足りる。人の顔を晒して取材拒否・警戒を煽るのは、民主的言論空間の敵である。

2 「誰でも差別者」化を招く先鋭化した啓発

香川県はマイクロアグレッションを重点課題に据え、「なにげない一言で、傷つく人がいます。」の標語で県内一斉に広告・ポスター・Web 動画を展開(乙11-2)。鳥取県の啓発冊子(乙10)やチラシ(乙11-1)も同趣旨の過度な規範化を促している。

日常の曖昧な表現まで差別ラベルを貼る運動は、萎縮と相互監視を拡散させるだけである。

解同のみならず、部落解放運動全般がここまで先鋭化しており、あきらかにこのような人権啓発は「不気味」なものであり、人権啓発自体が部落に対する忌避の原因になっていることは明らかである。

3 暴力的違法行為への容認的評価と、裁判所の過剰反応

乙14は、当時解同と対立関係にあった共産党系「部落解放研究所」の機関誌「部落」であり、31頁に過激派である中核派系の部落解放運動団体が行った「浦和地裁占拠事件」についての記述がある。

乙 15 は部落解放同盟の資料であるが、その浦和地裁占拠事件をわが同盟組織とは何の関係もないと言いつつ、「大きな成果をあげている」と評価している。

乙 16 の「警察学論集」に浦和地裁占拠事件の裁判についての記述があり、犯人が浦和地裁で火炎びんを投げたと読み取れる内容がある。

原告らも半ば認めている御庁の過剰警備の背景に関係するかどうかは分からない。しかし、裁判所にとっては顕著な事実である通り、次回 9 月 10 日の口頭弁論において書記官が裁判所の外で被告との同行を申し出た対応は異常である。従前の過剰警備を含め、裁判所自身が「部落は怖い」との心象を開示しているに等しい。

なお、原告は真に部落差別を許さない立場から、御庁による本訴訟に関するあらゆる特別扱いに一切協力しないことを改めて表明する。

4 久喜市、吉川市からの絶縁

原告埼玉県連は 2011 年 11 月 29 日に本庄市、深谷市および児玉郡下各町から絶縁されている(乙 19)。さらに、2024 年 3 月 18 日に久喜市から(乙 17)、2024 年 7 月 12 日に吉川市から(乙 18)それぞれ絶縁されている。

久喜市と吉川市の件について、乙 18 には「埼玉葛人権を考えるつどい負担金の件やハラスメントなどの課題がある」と書かれているが、これは原告埼玉県連の水島輝彦副委員長による行為のことを指している。

地方公共団体が民間団体にこのような「絶縁状」のようなものを突きつけることが極めて特異なことである。しかもそれが一度とならず二度までも繰り返され、複数の自治体に及んでいるのであるから、異様とも言える。

各自治体の原告埼玉県連への扱いは反社会勢力に対するそれである。

5 公金から交通費を払ってデモや裁判へ人を動員している

原告埼玉県連熊谷市協議会は熊谷市の補助金を使って、政治的活動(安倍晋三元総理の国葬反対デモ)や原告の関係する裁判への動員を行っている。

このことは、原告が熊谷市上中条や行田市南河原で聞いた、「15年くらい前は「差別者」の家を旗を持って取り囲むようなこともしており、その日当が4000円、泊まりでは10000円だった」という住民の証言(甲64)と符合する。

6 パワハラで自治体から絶縁された人物による、教員への研修への関与

乙24は春日部市が公開した、原告埼玉県連に関する資料である。

令和5年度と令和6年度の「部落差別解消のための人権行政研修 概要」という資料には「水島輝彦」の名前があるが、これは前出のパワハラで久喜市、吉川市と絶縁されたのと同人物である。2時間の研修の謝礼が55,000円と高額である上、パワハラで絶縁された後も教職員向けの講習を行っている。

また乙24中の「部落解放第56回東日本研究集会について」という文書では、研修集会の会場が群馬県磯部温泉のホテル磯部ガーデンで、その参加費が19,000円となっている。文書から読み解けば、研究集会と称して春日部市の人権担当職員を温泉ホテルに公金で一泊させたということである。

7 原告埼玉県連による恫喝・糾弾の手口

乙23は原告埼玉県連委員長片岡明幸らの過去の行為を告発するとして被告に送られてきたメールである。これには、解同関係者によるとされる度重なる呼び出し・脅迫的言辞・吊し上げの具体例と、「あんたの職場に街宣車を回す／クビにしてやる」「ビラを撒く。家に住んでいられなくなる」等の発言が列挙される。

内容が事実であれば、脅迫・強要の域であり、人権運動の名に値しない。公権力に「差別は許されない」と説きながら、私的制裁で他者を屈服させる一こ

の二重基準こそ、同盟と周辺運動の信用を破壊している。

メールに記載された「私の出身校に押しかけていき、解放同盟の肝いりによる人権講座を作らせろと要求していました」という記述は、春日部市で教員向け研修と符合する。その他の記述についても、久喜市や吉川市でのパワハラ、公金で自治体職員を温泉ホテルに宿泊させる手口とよく符合しており、原告埼玉県連にそのような体質があると信じるに足るバックグラウンドがあると考えられる。

8 小括

これまで述べた事実は、原告埼玉県連が差別解消を掲げながら、実際には威圧・動員・私的制裁を駆動させ、公金を私物化する権力装置として振る舞っていることを示す。

そして、原告埼玉県連は本件訴訟を利用して埼玉県内の部落の代表的地位にあるかのようなお墨付きを裁判所から受けることで、これまで述べてきたような反社会的行為を洗淨しようとしている疑いがある。

原告は「被差別当事者の代表」を自称するが、複数自治体が関係断絶を宣言し(乙 17～乙 19)、活動は公金による動員を伴う(乙 20)。この公共セクターからの距離と示威的運動の態様は、人格権の代理主張に慎重な検討を要請する事情である。

以上